

健生食輸発0703第9号  
令和6年7月3日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産ねぎのチアメトキサム、インド産小粒落花生のクロルピリホス及びタイ産コ  
ブミカンの葉のプロフェノホス)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年  
6月28日付け健生食輸発0628第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、中国産ねぎのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例が  
あったことから中国産ねぎのチアメトキサムに係るモニタリング検査の頻度を30%に  
引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品  
に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製  
造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、インド産小粒落花生のクロルピリホスについ  
てモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除する。

さらに、タイ産コブミカンの葉のプロフェノホスについて、検査命令の対象としたこ  
とから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了  
知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和6年 7月3日	中国	ねぎ及びその加工品(簡 易な加工に限る。)	チアメトキサム	ANQIU WANSHUN FOOD CO.,LTD
				LIANYUNGANG GEAN FOODS CO.,LTD